

平成20年（2008年） 2月20日

姫路市長 様

姫路市個人情報保護審議会
会長 菅 尾 英 文

収集制限等及び外部提供等に関する意見について（答申）

平成20年1月16日付個人情報保護審議会あて諮問書により諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。

なお、適当と認める理由等は、下記のとおりです。

記

適当と認める理由等

- 1 個人情報の収集制限等に関する例外（姫路市個人情報保護条例（以下、「条例」という。）第8条第2項第6号）の該当性
 - (1) 公共施設の管理及び利用に伴う安全の確保は、地方自治体の責務です。近年、歩道橋や自由通路等の公共施設に対するいたずらや迷惑行為等（施設棄損等）及び器物損壊などの悪質な行為が増加しています。このような悪質な行為を未然に防止するため、当該自由通路において監視員による巡回パトロールを行う予定ですが、これらの悪質な行為は行政の監視が及びにくい時間帯等になされることが多いのが現状です。
 - (2) このような状況下において、市が悪質な行為者に対し、改善の指示又は捜査機関との連携による告発を行うためには、その者の特定や行為の事実確認を行う必要が生じ、そのためには、常時、自由通路における一定の場所を撮影し、悪質な行為者の映像などの個人情報を収集することが必要になります。

以上のように、「はりま勝原駅」自由通路における監視カメラの設置・管理は、条例第8条第2項第6号にいう「公益上必要」の要件を満たしていると解されます。
 - (3) その際、一般の通行者など悪質な行為者以外の者が撮影される場合もありますが、この点については、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、次のとおり適切な個人情報保護措置が講じられるとされており、やむを得ないものと思われます。
 - ア 明らかに悪質行為と関係のない者の映像を速やかに消去する。
 - イ 悪質行為と関係があると認められる映像については、適切な保存期間を設定した上で、その映像を消去する等必要な措置が採られる。
 - ウ 画像記録媒体及び機器の盗難防止の対策が採られる。

エ 監視カメラの設置の表示並びに管理責任者及び連絡先の表示がされる。

- (4) なお、条例第8条第3項にいう、本人への通知については、不特定多数の人物が撮影されるため氏名等を特定できないこと、さらに、監視カメラ設置場所において、監視カメラ設置の表示がなされるため、その必要はないもの解されます。

2 個人情報の外部提供の例外（条例第9条第1項第2号及び第6号）の該当性

- (1) 刑事訴訟法第239条には「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と定められており、告発は公務員に義務づけられています。そして、公務員が告発する際には、収集した映像を捜査機関に提供する必要が生じる場合があり、このような個人情報の外部提供は、刑事訴訟法第239条の趣旨からしても許容されると解されます。以上のように、個人情報の外部提供は、条例第9条第1項第2号にいう「法令の定めがあるとき」に該当すると解され、また、このような提供は、条例同条同項第6号にいう「公益上必要があると認めるとき」にも該当すると解されます。
- (2) 捜査機関からの個人情報の照会等に対しては、収集した映像を提供しなければ当該捜査の目的を達成することが著しく困難になるような場合において、かつ、提供する個人情報の内容、捜査の目的その他の事情から判断して、本人の権利を不当に侵害するおそれがない限りにおいて、認められるものとします。
- (3) この場合、条例第9条第3項にいう、本人への通知については、本人へ通知することにより捜査の円滑な実施を困難にする場合がありえ、その必要はないものと解されます。

3 審議会からの意見等

- (1) 実施機関が自由通路における悪質な行為に対する防止対策の一環として監視カメラの設置を開始するに際し、市広報紙やホームページ等の広報媒体により市民等に対して事前に周知を図るなどの措置を講ずることを求めます。
- (2) 今後、本件事案と同一の事案に該当する場合には、審議会の意見を聴かずに監視カメラの設置及び本人通知の省略を行ってもよいこととし、その際には本件事案と同様、適切な個人情報保護措置及び事前周知の措置を講ずることを求めます。